

【建設工事、測量・建設コンサルタント業務】

入札説明書

中部森林管理局

平成25年4月

【建設工事、測量・建設コンサルタント業務】

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（昭和55年条約第14号）、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、農林水産省会計事務取扱規程（昭和44年農林省訓令第9号）、競争参加者選定事務取扱要領（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通達）、本件調達に係る入札公告、入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）のほか、国有林野事業が発注する調達契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

入札公告等のとおり。

2 競争参加者に必要な資格

競争参加者に必要な資格は次のとおり。

ア 予決令第70条に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 国有林野事業における競争参加資格審査において入札公告等に指定する等級に格付けされた者であること。

エ 「工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中でないこと。

オ 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、中部森林管理局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

カ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（上記（オ）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

キ 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。

ク 入札公告等において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。

ケ 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。

コ 入札公告等において研究開発の体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

サ 入札公告等においてアフターサービスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

シ 一般競争入札に参加しようとする競争参加者は、入札の公告において指定した日時までに当該公告において指定した書類を電子入札システム（以下「電子入札」という。）により作成し契約担当官等（会計法29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）

に提出し、確認を受けた者であること。

ただし、従来からの入札方式（以下「紙入札」という。）による競争参加者は、当該公告において指定した書類を指定した日時までに提出し、確認を受けた者であること。

3 入札及び開札

- (1) 競争参加者又はその代理人は、仕様書、図面、別紙様式（添付は省略。契約担当官等において提示する。以下同様。）の契約書案、添付書類、現場等を熟覧の上入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争参加者又はその代理人は、電子入札により入札書を提出すること。

ただし、紙入札による競争参加者又はその代理人は、国有林野事業が定めた入札書を直接に又は郵便（発注機関が公告又は案内によって郵便入札を認めた場合のみとし、書留郵便に限る。）により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。

また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所は、入札公告等のとおり。
- (5) 入札書の受領期間及び受領最終日時は、入札公告等のとおり。
- (6) 紙入札において代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人氏名を記名して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (7) 紙入札による入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (8) 紙入札において競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (9) 電子入札による入札において、開札前に錯誤に気づいた場合は、直ちに発注者に申し出るとともに、発注者は、理由を付した入札辞退届の提出を求め、錯誤であるか審査するものとする。

ただし、紙入札において、競争参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 競争参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 契約担当官等は、競争参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (12) 競争参加者又はその代理人は、入札金額には、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。
- (13) 競争参加者又はその代理人は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積るものとする。

- (14) 入札公告等において、特定銘柄製品又はこれと同等のものと特定した場合において、競争参加者が同等のものを供給することとして申し出たときは、契約担当官等が競争参加者からの資料等に基づき開札日の前日までに同等製品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- (15) 入札公告等により一般競争又は指名競争参加資格審査申請書を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること、又は指名されることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、資格を有すると認められなかつたとき、又は指名されなかつたときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- (17) 電子入札により入札を行う場合にあっては、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち会わせて、開札を行うものとする。
- ただし、紙入札により入札を行う場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないとときは、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- (18) 入札場には、紙入札による競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に關係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(17)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (19) 紙入札による入札において、競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 紙入札による入札において、競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に一般競争又は指名競争参加資格確認通知書及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。
- (21) 紙入札による入札において、競争参加者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (22) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合をした者
- (23) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (24) 電子入札による入札において、次のいずれかに該当する場合に限り、紙入札方式による入札の申し出に基づいて、紙入札による参加を認める。
- この場合、「紙入札方式参加承諾願」(別紙様式1)を入札締切日時の3営業日前までに提出し、承諾を受けるものとする。
- ア WTO対象案件において、紙入札を希望する場合。
- イ 入札参加者側にやむを得ない事由があると認められる場合。
- (25) 電子入札による入札において、手続きの開始後は、紙入札方式への変更は原則として認めない。
- ただし、電子入札システム障害により締切に間に合わない場合等入札参加者側にやむを得ない事情があり、かつ全体の入札手続に影響がないと認められる場合には、紙入札による参加を認める。
- この場合、「入札方式変更承諾願」(別紙様式2)を入札締切日時までに提出し、承諾を受けるものとする。
- (26) 電子入札による入札を予定していた場合にあって、システム障害により電子入札手続きが不可能になった場合は、発注者側から入札参加者に対して紙入札に変更する旨の連絡す

るものとする。

- (27) 開札をした場合において、競争参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札をすることがある。
- (28) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式6）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

4 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 電子入札により指名を受けた者が辞退するときは、入札辞退届を電子入札システム「入札辞退届」の入力画面において作成の上、提出するものとする。
ただし、紙入札の場合にあって、指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札執行前にあっては、「入札辞退届」（別紙様式3）を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

5 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- ア 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書。
- イ 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書。
- ウ 電子入札の場合において、電子証明書を取得していない者のした入札。
- エ 紙入札の場合において、入札金額、請負に付される製造の表示又は供給物品名、競争参加者本人の氏名及び押印（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印）又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書。
- オ 紙入札の場合において、委任状を持参しない代理人のした入札書。
- カ 請負に付される製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書。
- キ 入札金額の記載が不明確な入札書。
- ク 紙入札の場合において、入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書。
- ケ 紙入札の場合において、競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書。
- コ 入札公告等において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書。
- サ 一般競争入札における建設工事（土木・建築）の第1回の入札に際し「工事費内訳書」の提出がない入札書、並びに「工事費内訳書」を求められた入札において当該工事費内訳書の提出のない入札書。
- シ 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- ス 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。

- セ シスの入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- ソ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式6）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- タ その他入札に関する条件に違反した入札書。

6 工事請負契約における低入札価格調査制度及び調査基準価格

- (1) 建設工事に係る請負契約(予定価格が1千万円を超えるものに限る。)について、予決令第85条(同令第98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申し込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる基準は、その申し込みに係る価格が、契約ごとの10分の7から10分の9の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額(以下、「調査基準価格」という。)に満たない場合とする。
- (2) 測量・建設コンサルタント業務に係る請負契約(予定価格が1千万円を超えるものに限る。)について、予決令第85条(同令第98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申し込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる基準は、その申し込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額(以下、「調査基準価格」という。)に満たない場合とする。
- (3) 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、発注機関の調査(事情聴取)に協力すべきものとする。

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査のうえ落札者を後日決定する。
この場合、最低の価格をもって入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (2) 入札を保留した場合は落札者を決定次第、結果を落札者及び最低価格入札者(最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ)に通知し、他の入札者にはその旨通知する。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) (3)の同価の入札をした者のうち、電子入札及び郵便による紙入札で競争参加者が当該入札に立ち会わない場合並びにくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の105に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

8 契約書の作成等

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅滞なく、契約書の取りかわしをするものとする。

この場合、契約の相手方(以下「落札者」という。)は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印の上、期限までに、これを契約担当官等に提出しなければならない。

- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、まず、落札者が契約書案に記名押印し、これを契約担当官等に送付し、契約担当官等は当該契約書案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を落札者に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 契約担当官等が落札者とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (6) 落札者は、発注の対象が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第9条に定める対象建設工事である場合は、第1項の契約書案の提出以前に建設リサイクル法第12条第1項の規定に基づく説明及び第13条第1項の規定に基づく協議を行わなければならない。
- (7) 低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び甲の解除権行使に伴う違約金の額については、工事請負契約約款第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に、第46条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、読み替えるものとする。
また、前金払については、工事請負契約約款第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

9 契約条項

契約書(案)のとおり。

10 入札者に求められる義務

競争参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

11 その他必要な事項

- (1) 契約担当官等の官職及び氏名は、入札公告等のとおり。
- (2) 競争参加者又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者又は当該落札者が負担するものとする。
- (3) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等に示した入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (4) 電子入札による入札で支店等において電子入札に参加する場合にあって、入札後のシステムからのメールを支店等において受信したい場合は、支店等における初回の入札書提出時に、入札画面の連絡先情報欄に支店等のメールアドレス等を入力する。

【建設工事、測量・建設コンサルタント業務】

入札者注意書

中部森林管理局

平成21年10月

【建設工事、測量・建設コンサルタント業務】

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告書又は指名案内、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は、林野庁電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）等に基づくものとする。
ただし、従来からの入札方式（以下「紙入札」という。）による入札書は所定の用紙（別紙様式4）を使用し、入札物件番号ごとに別葉とすること。
- 5 入札金額は、特に指定のあるものを除き総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額(契約金額)とする。
なお、紙入札による場合で所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
- 6 電子入札システム（以下「電子入札」という。）による入札の場合は、運用基準等に基づくものとする。
- 7 紙入札による場合の入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 8 紙入札による場合で本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状（別紙様式5）又は委任権限を証明した書類を提出すること。
また、入札書には代理人の記名、押印を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しません。

- 10 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。
- ア 入札参加資格のない者のした入札。
 - イ 紙入札による場合で入札金額・入札者名の確認ができないもの。
 - ウ 紙入札による場合で入札書に入札者の署名又は記名押印のないもの。
 - エ 紙入札による場合で入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できないもの。
 - オ 紙入札による場合で入札金額を訂正した場合において、訂正印の押印がないものの。
 - カ 郵便入札を認めた場合にあっては、入札書が封入された封筒面で、入札書であることが確認できなかったため入札できないとき、又は入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - キ 入札保証金(その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。)が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき(ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。)。
 - ク その他入札条件に違反した入札書。
- 11 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しをすることができません。
- 12 開札前までに錯誤に気づいた場合は、直ちに発注者に申し出てください。
- 発注者は、入札者から錯誤の申し出があった場合は、直ちに入札者より理由を付した入札辞退届の提出を求め、確かに錯誤であると認められた場合は、開札時に、該当入札書を「無効」とする措置をとるものとする。
- ただし、紙入札においては、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。
- また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しません。
- 13 開札は運用基準に定める立会官が立ち会って行います。
- ただし、紙入札による場合は入札者の面前で行います。なお、入札者が出席しないときは、入札事務に關係のない職員が立ち会って行います。
- 14 開札の結果、落札しなかつたときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。
- 15 予定価格が1千万円を超える建設工事又は測量・建設コンサルタント業務請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次によります。
- (1) 予定価格が1千万円を超える建設工事又は測量・建設コンサルタント業務請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて、著しく不適当であると認められるときは、落札の決定を保留することができます。
 - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる

入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければなりません。

なお、調査の結果により、最低額の入札を行った者であっても落札者とならない場合があります。

(3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができません。

(4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知します。

16 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、電子入札システム及び郵便による入札で競争参加者が当該入札に立ち会わない場合並びにくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。

17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。

18 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の105に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

19 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止します。

20 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。

21 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

22 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の指名等について、不利益な取扱いを受けることはありません。

23 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。

ア 電子入札による入札者が入札を辞退するときは、入札辞退届をシステム内の入力画面において作成の上、電子入札システムにより提出するものとする。

イ 紙入札による入札者が入札を辞退するときは、入札執行前にあっては、入札辞退届（別紙様式3）を持参し、又は郵送する。

ウ 紙入札による入札者が入札を辞退するときは、入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。

24 この契約によって生ずる代金の受領については、書面による承認を得た場合を除き、第三者に受領の委任をすることはできません。

25 電子入札により入札に参加する場合は、農林水産省電子入札操作マニュアル、運用基準を熟知しておくものとする。(農林水産省・林野庁ホームページ)

26 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

(別紙様式1)

紙入札方式参加承諾願

1 発注工事(業務)名

2 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾頂きますようお願い致します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名



(分任) 支出負担行為担当官

○○森林管理局(○○森林管理署)長 ○ ○ ○ ○ 殿

上記について承諾します。

平成 年 月 日

殿

(分任) 支出負担行為担当官

○○森林管理局(○○森林管理署)長 ○ ○ ○ ○

(別紙様式2)

入札方式変更承諾願

1 発注工事(業務)名

2 入札方式を変更する理由

上記の案件については、今回は当社においては上記理由により先に報告した電子入札方式で行うことができないので紙入札方式での参加に変更することを承諾頂きますようお願い致します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

(分任) 支出負担行為担当官

○○森林管理局(○○森林管理署)長 ○ ○ ○ ○ 殿

上記について承諾します。

平成 年 月 日

殿

(分任) 支出負担行為担当官

○○森林管理局(○○森林管理署)長 ○ ○ ○ ○

(別紙様式3)

入札辞退届

発注工事（業務）名

上記について、都合により入札を辞退します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名



(分任) 支出負担行為担当官

○○森林管理局（○○森林管理署）長 ○ ○ ○ 殿

(別紙様式4)

入札書

入札物件 第 号

工事等の名称

| 入札金額 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

上記金額で入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知のうえ、入札いたします。

平成 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

○○森林管理局(○○森林管理署)長 ○○○○ 殿

住 所

会社名

代表者氏名

代理 人

印

(別紙様式5)

委任状

平成 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

○○森林管理局(○○森林管理署)長 ○ ○ ○ 殿

住 所

委任者 商号又は名称

代表者氏名

㊞

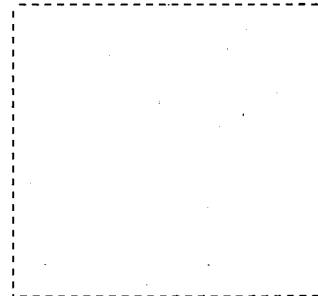
私は、都合により
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

を代理人と定め、

記

1 工事等の名称

2 代理人使用印鑑



暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。